

秋田県訓令第1号

庁中一般
各地方機関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の項第一号中「許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第3号）を「140」を「150」に改め、「許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第3号）を「120」に改め、同項第二号及び第三号中「140」を「150」に改め、「許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第3号）を「120」に改め、同表一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の項第二号中「60」を「150」に、「30」を「120」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の許認可等事務処理日数設定規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に收受した申請書等に基づく許認可等事務について適用し、同日前に收受した申請書等に基づく許認可等事務については、なお従前の例による。